

# 火山災害対策編

# 火山災害対策編 目 次

総 則		
<b>第1章 総 則</b>		<b>頁</b>
<b>第1節 計画の目的</b>		1
1 本計画について	危機管理課	1
2 計画の構成	危機管理課	1
<b>第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>		1
1 関係する機関と実施すべき事項（平常時）	危機管理課、危機管理課（駿東伊豆消防本部）、広報課、観光戦略課、商工振興課、産業政策課、地域自治課、ウィズスポーツ課、市民税課、納税管理課、資産税課、資産活用課、政策企画課、人事課、建設デザイン政策課、病院事務局、農林農地課、福祉事務所、教育委員会事務局、道路管理課、道路建設課、環境政策課、クリーンセンター管理課、クリーンセンター収集課、新中間処理施設整備室、健康づくり課、河川課、まちづくり政策課、住宅政策課、公共建築課	2
<b>第3節 予想される災害</b>		5
1 想定火口範囲	危機管理課	5
2 予想される噴火現象とその危険性	危機管理課	5
3 火山災害警戒地域の指定	危機管理課	7
<b>第4節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等</b>		7
1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）	危機管理課	7
2 その他の火山現象に関する予報	危機管理課	9
3 火山現象に関する情報等	危機管理課	10
<b>第5節 避難計画</b>		11
1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア	危機管理課	11
2 段階的な避難	危機管理課	12
<b>発 災 前</b>		
<b>第2章 災害予防計画（平常時対策）</b>		<b>頁</b>
<b>第1節 情報連絡体制の整備</b>		15
1 異常現象の通報体制	危機管理課	15
2 協議会内の情報伝達体制	危機管理課	16
3 避難に係る情報伝達体制	危機管理課、広報課、観光戦略課、商工振興課、産業政策課、道路管理課、道路建設課、建設デザイン政策課、まちづくり政策課、福祉事務所、教育委員会事務局、健康づくり課、地域自治課、ウィズスポーツ課、市民税課、資産税課、納税管理課	16
<b>第2節 市避難計画の策定</b>		17
1 避難体制の準備	危機管理課、危機管理課（駿東伊豆消防本部）、観光戦略課、道路管理課、道路建設課、建設デザイン政策課、福祉事務所、地域自治課、教育委員会事務局、資産活用課、政策企画課、健康づくり課、商工振興課、産業政策課、住宅政策課、公共建築課、まちづくり政策課	17
<b>第3節 市が定める避難場所、避難所、避難経路</b>		17
1 避難場所及び避難所	危機管理課、福祉事務所、地域自治課、教育委員会事務局、資産活用課、政策企画課、住宅政策課、公共建築課	17
2 避難経路	危機管理課、危機管理課（駿東伊豆消防本部）、道路管理課、道路建設課、建設デザイン政策課	17
<b>第4節 避難促進施設</b>		18
1 避難促進施設の指定	危機管理課、福祉事務所、教育委員会事務局	18
<b>第5節 予防教育及び研修・訓練の実施</b>		18
1 啓発活動	危機管理課、福祉事務所、地域自治課、教育委員会事務局、人事課、観光戦略課、商工振興課、産業政策課	18
2 自主防災組織の活動	危機管理課、福祉事務所、教育委員会事務局、地域自治課	19
3 防災訓練	危機管理課、福祉事務所、地域自治課、教育委員会事務局、人事課、市民税課、資産税課、納税管理課、観光戦略課、商工振興課、産業政策課、健康づくり課	19

発 災 後

第3章 災害応急対策計画

頁

<b>第1節</b>	<b>噴火警報・噴火予報の伝達</b>		<b>21</b>
	1 噴火警報・噴火予報の伝達（気象庁→県→市）	危機管理課	21
<b>第2節</b>	<b>避難指示等</b>		<b>22</b>
	1 避難指示の発令	危機管理課、広報課	22
	2 警戒区域の設定	危機管理課、危機管理課（駿東伊豆消防本部）、道路管理課、道路建設課、建設デザイン政策課	23
	3 観光客等への対応	危機管理課、広報課、観光戦略課	24
	4 一般住民の段階的な避難	危機管理課	24
	5 避難行動要支援者の避難	福祉事務所、教育委員会事務局、健康づくり課	25
	6 救出救助	危機管理課、危機管理課（駿東伊豆消防本部）	26
	7 一時帰宅の実施	危機管理課、危機管理課（駿東伊豆消防本部）	26
	8 広域避難	危機管理課	26
<b>第3節</b>	<b>市の体制</b>		<b>27</b>
	1 配備体制及び災害対策本部体制	危機管理課	27
	2 災害対策本部の設置	危機管理課	27
	3 協議会（または合同会議）との調整	危機管理課	27
	4 避難場所及び避難所の開設	危機管理課、福祉事務所、地域自治課、教育委員会事務局、資産活用課、政策企画課、住宅政策課、公共建築課	28
	5 避難先	危機管理課	28
<b>第4節</b>	<b>学校・児童関連施設の避難体制</b>		<b>28</b>
	1 休校等の措置	福祉事務所、教育委員会事務局	28
<b>第5節</b>	<b>交通規制</b>		<b>29</b>
	1 一般道路の交通規制	危機管理課、道路管理課、道路建設課、建設デザイン政策課、危機管理課（駿東伊豆消防本部）	29
	2 高速道路等の交通規制	危機管理課、道路管理課、道路建設課、建設デザイン政策課、危機管理課（駿東伊豆消防本部）	30
	3 鉄道の運行規制	危機管理課	31
	4 航空機に対する措置	危機管理課	31
<b>第6節</b>	<b>避難者の輸送</b>		<b>32</b>
	1 避難者の輸送対応	危機管理課、道路管理課、道路建設課、建設デザイン政策課、危機管理課（駿東伊豆消防本部）	32
<b>第7節</b>	<b>広域避難路の降灰等</b>		<b>32</b>
	1 除灰等に係る対応	危機管理課、河川課、道路管理課、道路建設課、建設デザイン政策課、環境政策課、クリーンセンター管理課、クリーンセンター収集課、新中間処理施設整備室、地域自治課	32
<b>第8節</b>	<b>社会秩序維持活動</b>		<b>33</b>
	1 秩序維持に係る取組	危機管理課、広報課	33
<b>第9節</b>	<b>被害拡大防止対策</b>		<b>34</b>
	1 国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局、県、市	危機管理課、河川課、道路管理課、道路建設課、建設デザイン政策課、環境政策課、クリーンセンター管理課、クリーンセンター収集課、新中間処理施設整備室、地域自治課	34
	2 降灰があった地域の住民及び事業者	危機管理課、河川課、道路管理課、道路建設課、建設デザイン政策課、環境政策課、クリーンセンター管理課、クリーンセンター収集課、新中間処理施設整備室、地域自治課	34
<b>第10節</b>	<b>継続災害対応計画</b>		<b>34</b>
	1 土石流の対応	河川課	34

# 第1章

## 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、沼津市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、沼津市及び防災機関が行うべき市の地域にかかる大綱を「火山災害対策編」（「共通対策編」で定めるものを除く）として定めるものである。

### 1 本計画について

県は富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。

そして、活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3月に活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）」を設置した。

富士山の噴火活動に伴う防災対策は、協議会が令和3年3月に改定した「富士山ハザードマップ（改定版）」（以下「富士山ハザードマップ」という。）の噴火想定に基づき、協議会が令和5年3月に策定した「富士山火山避難基本計画」（以下「避難基本計画」という。）を基本として実施する。

本計画においては、避難基本計画における基本的な考え方を前提としつつ、溶岩流が到達する地域を抱える本市の特性を踏まえた火山防災対策を定める。

なお、市及び関係機関は、避難基本計画の他、本計画に沿ってあらかじめ必要な防災対応を検討しておく。

### 2 計画の構成

「火山災害対策編」は、以下の各章から構成する。

#### 第1章 総則

（計画の目的、防災関連機関の処理すべき事務又は業務の大綱、予想される災害、気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等、避難計画）

#### 第2章 災害予防計画（平常時対策）

（情報連絡体制の整備、市避難計画の策定、市が定める避難場所、避難所、避難経路、避難促進施設、予防教育及び研修・訓練の実施）

#### 第3章 災害応急対策計画

（噴火警報・噴火予報の伝達、避難指示等、市の体制、学校・児童関連施設の避難体制、交通規制、避難者の輸送、広域避難路の降灰等、社会秩序維持活動、被害拡大防止対策、継続災害対応計画）

## 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市は、国、県、その他地方公共団体、公共機関、専門家等と連携して、協議会において、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

## 1 関係する機関と実施すべき事項(平常時)

実施主体		内容
市	情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線(屋外拡声子局、戸別受信機)の整備</li> <li>・情報伝達手段の整備(日常利用機器等の活用検討)</li> <li>・関係機関との情報伝達体制の構築</li> <li>・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</li> <li>・避難行動要支援者、外国人等への情報伝達体制の構築(通信手段、巡回体制等)</li> <li>・避難所との連絡体制等の構築</li> <li>・自主防災組織による情報伝達及び安否確認体制の構築</li> <li>・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</li> <li>・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</li> </ul>
	避難計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客への避難基本計画、市避難計画等の周知</li> <li>・警察、道路管理者への避難基本計画、市避難計画等の周知</li> <li>・自主防災組織等ごとに避難対象者のリスト化</li> <li>・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握(市避難計画等の策定)</li> <li>・避難対象エリアの住民への周知</li> <li>・避難所施設の指定及びリスト化</li> <li>・避難場所の検討</li> <li>・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</li> <li>・福祉避難所の把握</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</li> <li>・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</li> <li>・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成</li> <li>・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供</li> <li>・関係者と連携した避難支援体制の構築</li> <li>・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者(福祉タクシー等)、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築</li> </ul>
	訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</li> <li>・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</li> <li>・県及び他市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> </ul>
	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> </ul>
	交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び警察と連携して交通規制箇所(道路)の選定</li> <li>・避難基本計画及び本計画に基づく避難ルートの設定(市避難計画等の策定)</li> <li>・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定(市避難計画等の策定)</li> </ul>

実施主体		内容
市	交通	・避難ルートにおける避難誘導
	降灰	・除灰優先区間(庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等)の抽出 ・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場(捨て場)の選定 ・降灰に関する土砂対策
	畜産	・畜産事業者の実態把握(事業者数、畜種別頭羽数) ・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援
	医療	・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
受入市町 (受入市町としての本市の対応)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難者受入時の実施事項の整理</li> <li>・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結</li> <li>・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</li> <li>・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</li> <li>・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</li> </ul>
県		<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発</li> <li>・教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> <li>・避難基本計画及び県地域防災計画の周知</li> <li>・山小屋組合等への避難基本計画及び県地域防災計画の周知</li> <li>・警察、道路管理者への避難基本計画及び県地域防災計画の周知</li> <li>・鉄道事業者への避難基本計画及び県地域防災計画の周知</li> <li>・観光客・登山者への避難基本計画及び県地域防災計画の周知</li> <li>・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</li> <li>・市における山小屋組合等との情報伝達体制の把握</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築</li> <li>・市及び受入市町への安否情報連絡体制の構築</li> <li>・情報伝達手段の整備(日常利用機器等の活用検討) 例)聴覚障がいのある人:FAX、携帯電話メール、テレビ放送(文字放送など)、聴覚障害者用情報受信装置、視覚障がいのある人:受信メールを読み上げる携帯電話、手に障がいのある人:フリーハンド用機器を備えた携帯電話</li> <li>・市が設定した避難ルートの把握</li> <li>・県バス協会及び県トラック協会等との協定の締結</li> </ul>

実施主体	内容
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難者受入時の実施事項の整理</li> <li>・市の広域避難対象者の把握</li> <li>・受入市町の受入避難所及び収容可能数の把握</li> <li>・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</li> <li>・駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化</li> <li>・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結</li> <li>・市の避難行動要支援者個別計画の集約</li> <li>・福祉避難所の把握</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</li> <li>・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</li> <li>・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</li> <li>・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成</li> <li>・火山灰の仮置き場及び最終処分場(捨て場)の選定</li> <li>・入山規制実施時の規制箇所の検討</li> <li>・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</li> <li>・市と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・市町の安否情報確認訓練への支援</li> <li>・畜産事業者の実態把握(事業者数、畜種別頭羽数)</li> <li>・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援</li> <li>・施設へのヘルメット等の整備</li> <li>・退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討</li> <li>・噴火時等の広域医療救護体制の構築</li> <li>・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山防災情報の共有化システムの構築</li> <li>・国内外への情報発信体制の構築</li> <li>・火山灰の最終処分方法の検討</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等における交通規制方法の事前検討</li> <li>・除灰作業用資機材の所有状況の把握</li> <li>・除灰作業計画の策定</li> <li>・放置車両の撤去方法の検討</li> </ul>
NEXCO 中日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等における交通規制の事前検討</li> </ul>
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等における鉄道運行規制の事前検討</li> </ul>
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施市町と連携して交通規制箇所(道路)の選定</li> <li>・入山規制実施時の規制箇所の検討</li> </ul>
社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等の避難計画の策定</li> </ul>

実施主体	内容
社会福祉施設等	・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保
畜産事業者	・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 ・家畜移送計画の策定
山小屋組合等	・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・施設へのヘルメット等の整備
医療機関	・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
協議会	・広域避難計画への広域避難路の設定 ・広域避難路の代替路の検討 ・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討

※業務の分担については、「資料編 17 火山災害対策編関係 図1」を参照

### 第3節 予想される災害

本計画において前提とする噴火現象の規模や範囲は、富士山ハザードマップを基本とする。

#### 1 想定火口範囲

約 5,600 年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周囲 1 km の範囲に、山頂から半径 4 km 以内の範囲を加えた今後噴火する可能性のある領域。

#### 2 予想される噴火現象とその危険性

現象	危険性等
噴石（大きな噴石、小さな噴石）	<p>(1) 噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm以上)及び火山岩塊(直径64mm以上)を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石(火山レキ)」と区別している。</p> <p>(2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。</p> <p>(3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。</p> <p>(4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。</p> <p>(5) 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。</p>

火砕流・ 火砕サージ	<p>(1) 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。</p> <p>(2) 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到達することが想定される。</p> <p>(3) 高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。</p> <p>(4) 火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。</p>
溶岩流	<p>(1) 1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。</p> <p>(2) 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。</p> <p>(3) 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。</p> <p>(4) 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。</p> <p>(5) 溶岩流の流下速度は斜面の傾斜が緩やかになると低下し、徒歩と同程度の速度となる。</p>
融雪型 火山泥流	<p>(1) 積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。</p> <p>(2) 水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡(水死等)する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の2階以上へ退避すれば安全を確保できる。</p> <p>(3) 融雪型火山泥流の流下速度は、時速30から60kmとなり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。</p>
空振	<p>(1) 噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。</p>
降灰	<p>(1) 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。</p> <p>(2) 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。</p> <p>(3) ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。</p> <p>(4) 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。</p> <p>(5) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。</p>
降灰後土石 流	<p>(1) 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50から60km以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。</p> <p>(2) 降灰堆積厚10cm以上となった溪流において、時間雨量10mm程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。</p> <p>(3) 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。</p>

火山性地震 ・地殻変動	(1) 火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。 (2) 火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれがある。 (3) 地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。
火山ガス	(1) マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。 (2) 富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。
洪水氾濫	(1) 火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や溪流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。 (2) 噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。
岩屑なだれ・ 山体崩壊	(1) 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。 (2) 発生回数は過去1万年に2回程度と極めて少ない。 (3) 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。 (4) 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。
水蒸気爆発	(1) 熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。 (2) 溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 (3) 水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。

### 3 火山災害警戒地域の指定

活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された地域は、次のとおりである。

火山	都道府県	市町
富士山	静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町

## 第4節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

### 1 噴火警報・噴火予報(噴火警戒レベル)

噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。

レベル1は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階

で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。よって、火山活動が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル3が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル4またはレベル5が発表される。

なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表される。

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への 対応	想定される現象等
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及びそれよ り火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定)</li> <li>【宝永(1707年)噴火の事例】</li> <li>12月16日～1月1日:大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積</li> <li>【その他の噴火事例】</li> <li>貞観噴火(864～865年):北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達</li> <li>延暦噴火(800～802年):北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</li> <li>・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)</li> <li>【宝永(1707年)噴火の事例】</li> <li>12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前):地震多発、東京など広域で揺れ</li> </ul>
		4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)</li> <li>【宝永(1707年)噴火の事例】</li> <li>12月14日まで(噴火開始数日前):山麓で有感となる地震が増加</li> </ul>
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり</li> <li>【宝永(1707年)噴火の事例】</li> <li>12月3日以降(噴火開始十数日前):山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</li> </ul>

	火口周辺	2(火口 周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。	・火山活動は静穏 (深部低周波地震の多発等も含む)

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m<sup>3</sup>を大規模噴火、2千万～2億m<sup>3</sup>を中規模噴火、2百万～2千万m<sup>3</sup>を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(協議会作成)で示された範囲を指す。

注4) 噴火警報(噴火警戒レベル4(高齢者等避難)、噴火警戒レベル5(避難))は、特別警報に位置付けられる。

## 2 その他の火山現象に関する予報

### 降灰予報

予報の種類	発表基準	内容	発表時期
降灰予報(定時)	噴火警報が発表されている火山で、噴火が発生したときに降灰が住民等に影響を及ぼすおそれがある場合	18 時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供	定期的(3時間ごと)に発表。
降灰予報(速報)	降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合 ※降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。	噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供	事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを出出して、噴火後速やかに(5～10 分程度で)発表

降灰予報 (詳細)	降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合  ※降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。  ※降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表する。	噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供	降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火後20～30分程度で発表
--------------	--	---	--

### 降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上1mm 未満
少量	0.1mm 未満

### 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

## 3 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報及び降灰予報以外に火山活動の状況等を周知するため、以下の情報等が気象庁から発表される。

情報の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。	定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表
噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。	・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※) ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。

噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(発生時刻・噴煙高度等)を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、概ね 30 分以上継続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、概ね 30 分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。	噴火が発生した場合に直ちに発表
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。	毎月または必要に応じて随時に発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表
航空路火山灰情報	火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等その他、火山灰の拡散の予測を記述した情報 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図(6、12、18 時間先まで予測)も合わせて発表される。	責任領域(※)内の火山に関して噴火情報を入手した場合 なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信

※) 責任領域: 国際民間航空機関(ICAO)のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には9つの航空路火山灰情報センター(VAAC: Volcanic Ash Advisory Center)があり、気象庁は東京 VAAC として、アジア太平洋地域を担当している。

## 第5節 避難計画

### 1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア

この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、本計画で示された影響想定範囲とし、その影響想定範囲を 資料編「17 火山災害対策編関係図 2 から図 7」に示す。

なお、各火山現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難が必要な範囲を避難対象エリアとし、噴火現象の状況に応じて避難指示の対象地域を検討する。

本計画で定める影響想定範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

噴火現象	避難対象	説明
火口形成 火砕流 大きな噴石 溶岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(図2を参照) (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲
	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(1時間以内)到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲
	第3次避難対象エリア	溶岩流(1時間-3時間以内)到達範囲
	第4次避難対象エリア	溶岩流(3時間-24時間)到達範囲
	第5次避難対象エリア	溶岩流(24時間-7日間)到達範囲
	第6次避難対象エリア	溶岩流(7日間-約57日間)到達範囲

融雪型 火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(図5を参照) (融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)
	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必要な区域※1
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上)(図3を参照)
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※1※2※3
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※1※2※3
小さな噴石	影響想定範囲	小さな噴石のうち大きさが1cm以上の噴石の降下が想定される範囲(図4を参照)
降灰後 土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(図7を参照) (降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。  
また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

## 2 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。避難指示等における検討事項の詳細は、第3章に記す。

(1) 噴火前(噴火警戒レベルの上昇)と噴火開始直後の避難

区分	噴火警戒レベル	避難対象者 区分	溶岩流 <sup>※1</sup>					
			火砕流、大きな噴石 <small>融雪型火山泥流(事前の避難が必要な区域)<sup>※2</sup></small>		第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア
			火口形成					
			第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア				
噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	— — 下山・帰宅 (5合目以上)	—	—	—	—	—
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難準備 避難準備 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	—	—

	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 下山・帰宅	— 避難準備 下山・帰宅	—	—
	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制	— 避難準備 下山・帰宅	— 避難準備 —	— 避難準備 —
噴火開始直後		一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 【必要な範囲※5】 避難 入山規制	避難 【必要な範囲※5】 避難 入山規制	— 避難準備 —	— 避難準備 —

—: 避難行動の対象外

区分	噴火警戒レベル	避難対象者 区分	融雪型 火山泥流※1	降灰		小さな噴石	降灰後 土石流
			避難対象エリア※2	避難対象エリア※3	屋内退避 対象エリア	影響想定 範囲	避難対象エリア※4
噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	—	—	—	—	—
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難準備 避難準備 避難準備	—	—	—	—
	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 避難	—	—	—	—
	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 避難	—	—	—	—
噴火開始直後		一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—

—: 避難行動の対象外

(2) 噴火状況判明後の避難

区分	避難対象者 区分	溶岩流						
		第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア	
	—	溶岩流の流下の場合						
	—					※6	※6	※7
噴火状況判明後	一般住民	避難	避難	避難	避難	避難	避難準備	避難
	避難行動要支援者	避難	避難	避難	避難	避難	避難	—
	観光客・登山者	入山規制	入山規制	入山規制 【必要な範囲※8】	入山規制 【必要な範囲※8】	入山規制 【必要な範囲※8】	入山規制 【必要な範囲※8】	入山規制 【必要な範囲※8】

区分	避難対象者 区分	融雪型 火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後 土石流
		避難対象エリア※2	避難対象エリア※3	屋内退避 対象エリア	影響想定 範囲	避難対象エリア※4
発生の	—		火山灰の降下の場合		小さな噴石の 降下の場合	土石流の危険が ある場合
後噴火状況判明	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	避難 避難 避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	避難準備／避難 避難準備／避難 避難準備／避難

※1 噴火前及び噴火開始直後の溶岩流及び融雪型火山泥流からの避難においては、全方位において避難対象者区分ごとに避難準備や避難等を行う。

※2 融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必要な区域。

※3 降灰の避難対象エリアは、火口位置や噴火時点で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に降灰により住民生活の維持が困難となる地域を噴火の状況や社会的影響を含め総合的に判断する。この際、関係機関から提供される情報や火山専門家の助言を併せて参考とする。

※4 降灰後土石流の避難対象エリアは、国土交通省による緊急調査の結果を基本とする。しかし、降灰後に降雨があった場合、緊急調査結果がなくても状況に応じて避難対象範囲を設定する。

※5 溶岩流の流下パターンに基づく範囲(第3章第2節第4項を参照)。

※6 第5次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※7 第6次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※8 噴火後には、気象庁等による観測の成果として、気象庁から火口位置の情報が提供される。その情報を基に国土交通省が作成し、協議会に提供される「リアルタイムハザードマップ」又は既存の「溶岩流ドリルマップ」に基づき避難対象範囲を設定する。

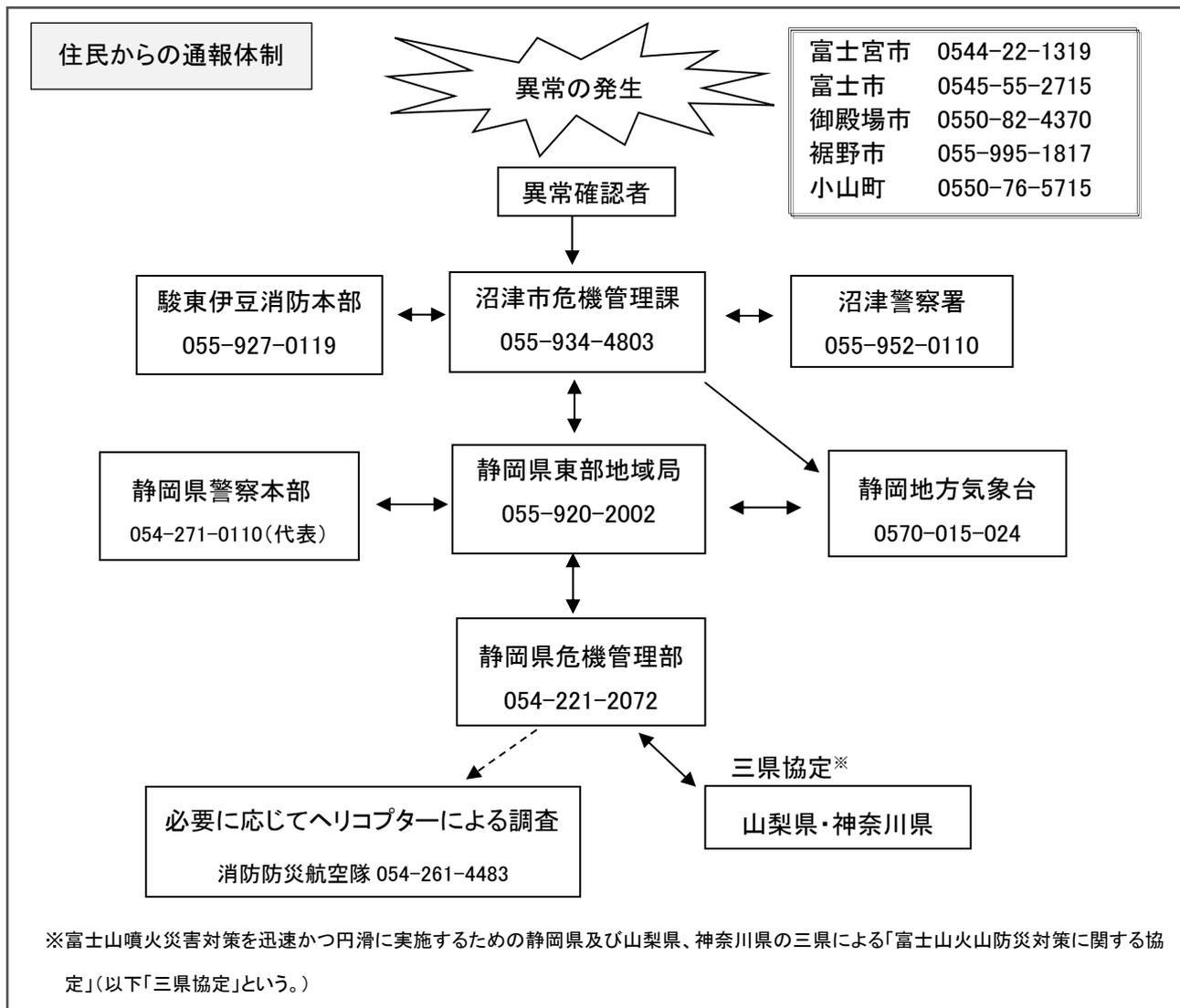
## **第2章**

# **災害予防計画 (平常時対策)**

# 第1節 情報連絡体制の整備

## 1 異常現象の通報体制

富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。

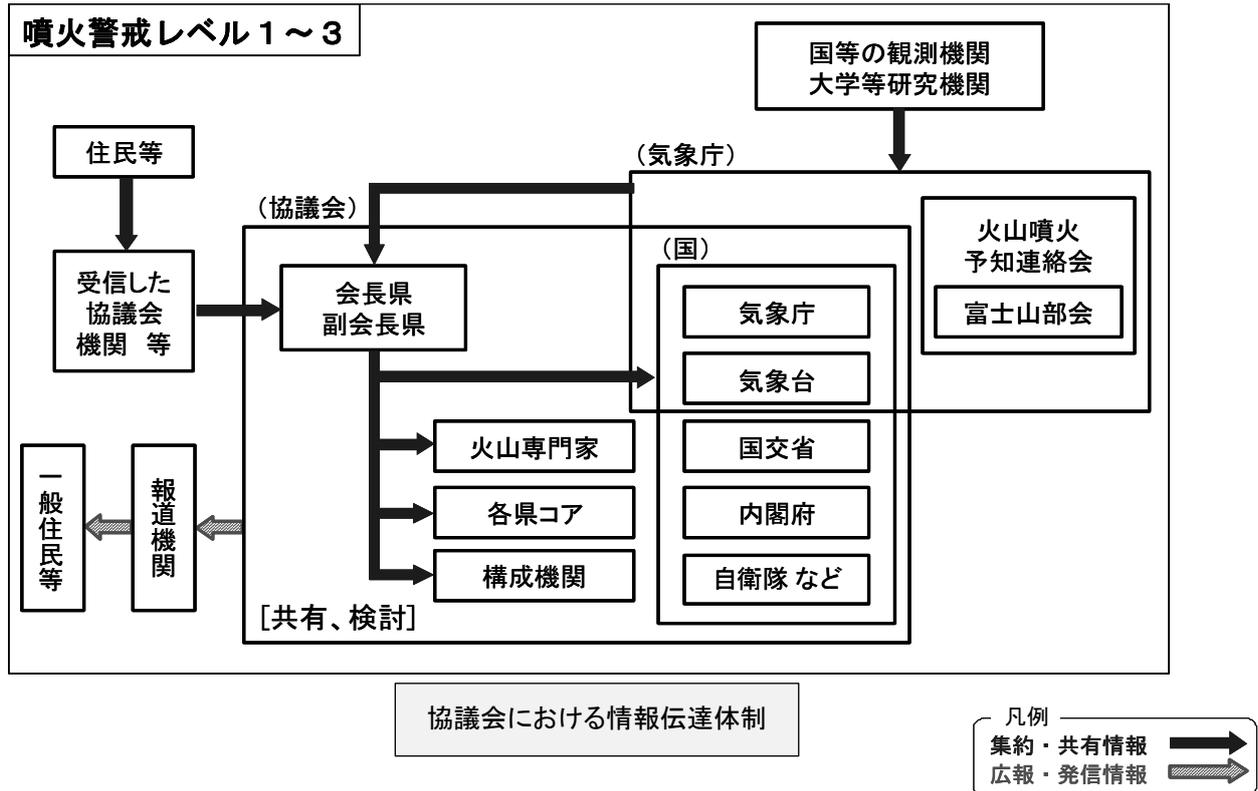


実施者	具体的な内容
異常現象発見者	異常現象(地割れ、臭気等)を発見した者は、直ちに最寄り富士山周辺市町又は警察官に通報する。
警察官	警察官は、住民等から火山活動現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町の長に通報する。
市長	市長は、警察官、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、通報のあった異常現象の確認を行う。
知事	知事は、富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と連携して異常現象の確認を行う。

## 2 協議会内の情報伝達体制

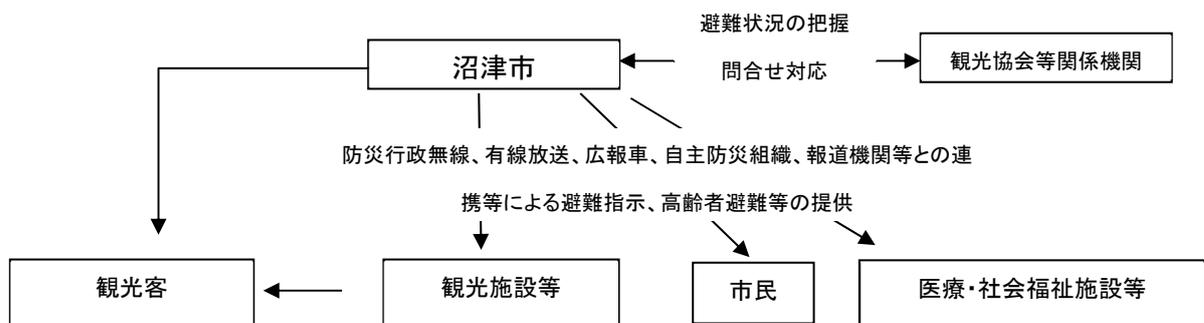
協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。



## 3 避難に係る情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。



## 第2節 市避難計画の策定

### 1 避難体制の準備

- (1) 市は、避難基本計画及び本計画に定める事項を基に、あらかじめ市避難計画を策定する。
- (2) 市避難計画は、避難開始時期、避難地域、避難場所、避難経路、手段等を含めた具体的且つ実践的な内容のものとする。
- (3) 市は、あらかじめ近隣市町に避難するための計画を策定し、必要に応じて近隣市町と協定を締結する。
- (4) 県は、市が避難計画を策定する際の県内市町との調整、避難者受入先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。
- (5) 県は、避難者の輸送のため、県バス協会等と調整を行う。また、市とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。
- (6) 県は、市及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。

## 第3節 市が定める避難場所、避難所、避難経路

### 1 避難場所及び避難所

市は、富士山ハザードマップを踏まえ、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難場所及び避難所を指定するとともにその整備に努める。

- (1) 避難場所及び避難所は、災害が発生するおそれがある区域を避けて指定する。
- (2) 避難場所及び避難所の開設にあたって、噴火状況や施設・敷地の被害状況等を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行う。
- (3) 融雪型火山泥流、降灰（小さな噴石）及び降灰後土石流に対する避難場所及び避難所は、鉄筋コンクリート造等の堅牢な建築物を選定する。

### 2 避難経路

市は、富士山ハザードマップを踏まえ、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難経路を指定する。

- (1) 住民等が迅速かつ安全に避難できるように、噴火現象の危険性等を考慮して、その影響を受けない道路とする。
- (2) 溶岩流からの避難においては徒歩が基本となるため、避難場所までの経路は、住民の負担軽減に配慮した距離とする。
- (3) 降灰を考慮し、可能な範囲で急勾配を避けて設定する。
- (4) 交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を行う。

## 第4節 避難促進施設

### 1 避難促進施設の指定

活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を避難促進施設として指定し、避難確保計画を作成させるものとする。

指定された施設の名称及び所在地は、「資料編17 火山災害対策編関係 図8」に明記するものとする。

なお、指定する避難促進施設は、協議会が策定した「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」によるものとする。

## 第5節 予防教育及び研修・訓練の実施

### 1 啓発活動

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等との連携により、住民、自主防災組織又は観光客等に対し、火山に関する知識等の普及・啓発を行う。</li> <li>・住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難場所及び避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。</li> <li>・火山防災マップ等の配布時には、必要に応じて説明会などを催し、正しい情報を提供する。</li> <li>・火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。</li> <li>・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、市避難計画等の周知を図る。</li> <li>・観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町と協力して、又は教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携により、富士山ハザードマップや静岡県GIS等を活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、避難基本計画、県地域防災計画の周知を図る。</li> <li>・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、県地域防災計画の周知を図る。</li> <li>・観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul>
静岡地方気象台	火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県・市町と協力して啓発する。
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所	火山災害及び砂防における減災対策等についての正しい知識を広報紙や出前講座等により、県民に対して啓発する。

教育委員会 学校	火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。
協議会	・避難基本計画等を周知するための啓発資料を作成する。 ・協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。

## 2 自主防災組織の活動

避難行動をすべき地域内の自主防災組織は、市と協力して次の自主防災活動に努めるものとする。

- (1) 「ハザードマップ」に基づく火山現象の影響想定範囲の確認
- (2) 気象庁が発表する噴火警報・予報の種類、発表基準の確認
- (3) 火山災害時の避難経路及び避難場所・避難所の確認
- (4) 住民等に対する避難誘導方法の検討
- (5) 避難行動要支援者台帳に基づく避難行動要支援者の把握
- (6) 避難行動要支援者に対する支援方法の検討
- (7) 噴火を想定した防災訓練の実施

## 3 防災訓練

実施主体	内 容
県、市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、県、市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施する。</li> <li>・県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。</li> </ul>
市民	市民は、県、市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する火山防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。

# 第3章

## 災害応急対策計画



<表1>

区 分	名 称
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))」</li> <li>・「噴火警報(レベル3(入山規制))」</li> <li>・「噴火警報(レベル4(高齢者等避難))」</li> <li>・「火山活動解説資料(噴火の影響範囲等)」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)」</li> <li>・「噴火警報(レベル5(避難))」</li> <li>・「噴火速報」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等)」</li> <li>・「火山活動解説資料(上空からの観測成果等)」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報(臨時)」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「火口周辺警報(レベル3(入山規制))」</li> <li>・「火口周辺警報(レベル2(火口周辺規制))」 が発表される場合がある。</li> </ul>

## 第2節 避難指示等

### 1 避難指示の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象(有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等)が観測されると、気象庁は、噴火警報等(噴火警戒レベル)を発表することから、市は、避難基本計画及び市避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。

噴火警報(噴火警戒レベル)等及び火山活動の状況に応じ、次のとおり避難対応を行う。

実施者	内 容
市長	<p>ア 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難指示を発令する。</p> <p>イ 避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>ウ 避難指示を発令したときは、速やかに知事に通知する。</p>

#### <代行処理>

実施者	内 容
警察官	<p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。</p> <p>この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。</p>

知事	<p>ア 災害の発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示を発令する。</p> <p>イ 市長に代わって避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p>
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

## 2 警戒区域の設定

市長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずることができる。

市は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下「合同会議」という。）において協議を行う。

なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第 22 条第 1 項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

市は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒区域の設定は本計画における「避難対象エリア」を基本とし、生活圈や避難経路等地域の实情に合わせて設定を行う。</li> <li>・噴火開始前は、第 1 次避難対象エリア及び第 2 次避難対象エリアを参考とし、必要に応じた範囲に設定を行う。</li> <li>・噴火状況判明後は、富士山ハザードマップのドリルマップやリアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。</li> <li>・噴火状況が不明、あるいは状況の特定に時間を要することが見込まれる場合は、別に定める溶岩流の流下パターンを参考として設定する。</li> <li>・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。</li> <li>・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市長が設定する。</li> <li>・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。</li> </ul>	

実施者	内 容
市長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
知事	災害発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくはその委任を受けた市の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

※市長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

### 3 観光客等への対応

避難基本計画に基づき対応を行う。円滑な避難の実現のため、観光客等の富士山周辺以外に生活拠点を持つ者については、避難ではなく「帰宅」を原則とし、帰宅手段は入域した手段によることとする。観光客の避難路については、「富士山噴火時避難ルートマップ」によるものとする。

#### 観光客等への避難支援 実施基準

実施時期	対応
噴火警戒レベル3	帰宅の呼びかけ (第4次避難対象エリアから内側)

### 4 一般住民の段階的な避難

噴火開始直後から噴火開始後については、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報と富士山ハザードマップを参考とし、避難計画の詳細を検討する。

市の避難指示及びこれに必要な避難計画については、避難基本計画及び本計画を原則とする。

#### (1) 避難指示の範囲の検討

必要な避難の範囲を検討するにあたっては、町丁目、自主防災組織等の各地域の実情に応じた単位とし、本計画における避難対象エリア及び富士山ハザードマップにおける各現象の到達範囲とする。

溶岩流からの避難においては、噴火の情報と溶岩流ドリルマップをもとに避難指示の対象を検討する。

#### (2) 噴火前の自主的な分散避難

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合、避難対象エリアに位置する市は、避難指示の発令前に避難者自身が選定する場所へ自主的な避難を行うことを呼びかける。

この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能である。自家用車等による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で自主的な分散避難を積極的に呼びかける。

#### (3) 噴火開始直後における溶岩流からの避難

噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定される。溶岩流が

短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特徴を踏まえ、ある程度幅広い範囲の想定火口による溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」(資料編17 火山災害対策編関係 図9)を参考として、避難指示の対象区域を予め検討し、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保できるようにする。

噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い地域における避難指示の解除を検討する。

基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

沼津市に影響する溶岩流の流下パターン	パターンD
--------------------	-------

(4) 溶岩流等からの避難における避難先及び避難方法の検討

避難先と避難方法は、次のとおり検討し、噴火の状況により自市内の区域を越えて広域に避難を行う場合の対応は、第8項に示す。

- ・避難対象エリアの住民は、指定された避難場所(一時集結地含む)・避難所に徒歩又は自家用車等で避難。
- ・円滑に避難することができない住民については、行政や事業所等が用意した車両(バス、トラック等)により避難。

(5) その他

避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用を努める。

## 5 避難行動要支援者の避難

- (1) 避難行動要支援者の避難については、一般住民より避難に時間を要することから、噴火前を含めて、早い段階での避難準備、避難を行う。
- (2) 特に、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。なお、「協議会統一基準」(富士山火山防災協議会 令和5年3月)に基づいて市町が避難促進施設として指定した施設については、事前に避難確保計画を作成する。
- (3) 避難開始のタイミングや範囲について、避難基本計画を基本とするが、地域の実情に応じた対応とすることも差し支えない。

避難行動要支援者等の避難開始基準

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア(全方位)
噴火警戒レベル4	第2次及び第3次避難対象エリア(全方位)
噴火警戒レベル5(噴火前)	第4次避難対象エリア(移動に時間が要する者)
噴火開始直後	第4次避難対象エリア(移動に時間が要する者)
噴火状況判明後	溶岩流の流下が見込まれる範囲

## 6 救出救助

### (1) 人命の救出救助

共通対策編 第3章第7節「2 被災者の救助」により、市は関係機関による救出活動について総合調整を行う。

### (2) 避難未実施者等の救助

市は、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

県は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

## 7 一時帰宅の実施

(1) 市長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。

(2) 市長は、一時帰宅を行う場合は、合同会議（または協議会）において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。

(3) 市長は、一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

## 8 広域避難

### (1) 広域避難の調整と実施

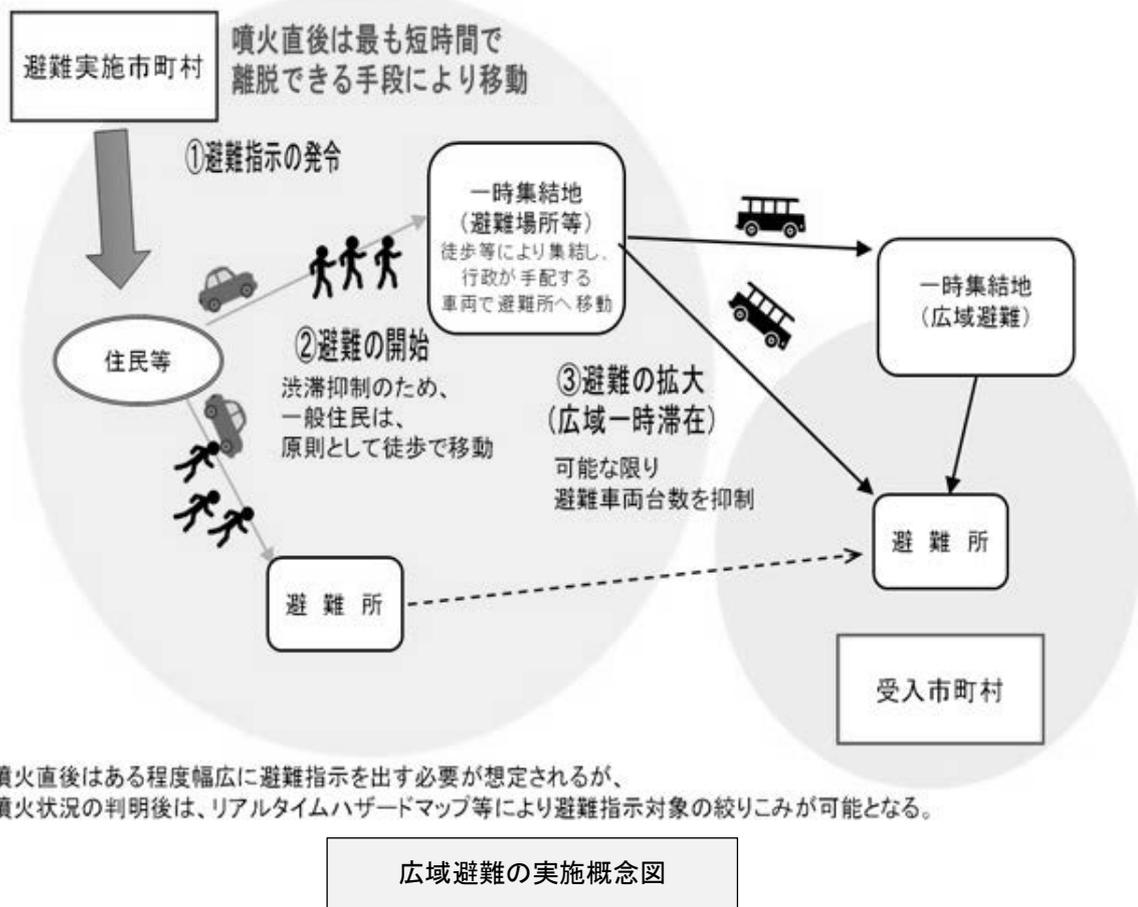
溶岩流からの避難は、市内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大し、市内での避難者の受入が困難である場合は、市外への広域避難となる。

県は市と連携し、受入市町との間で広域避難における避難先となる地域について事前の調整を行うものとする。

県及び受入市町は、市と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

広域避難者は、市内の一時集結地（避難場所等）へ徒歩又は自家用車等で集合する。また、広域避難先への円滑な避難のために、市外にさらなる中継地を設けることも検討する。

なお、受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、事前に調整された市外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。



## (2) 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（資料編 17 火山災害対策編関係 図 10）。

市は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。

## 第3節 市の体制

### 1 配備体制及び災害対策本部体制

資料編 1 - (1)組織 24「災害時の職員配備体制の基準」に準ずる。

### 2 災害対策本部の設置

火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。

### 3 協議会（または合同会議）との調整

協議会は、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げた時、速やかに協議会（会議）を開催し、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、住民避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。

また、噴火警戒レベル4の発表後、政府の現地警戒（対策）本部が設置された場合は、国は、協議

会の体制を合同会議に移行し、関係する機関において火山応急対策の調整や合意形成を行う。

市災害対策本部は、協議会（または合同会議）に職員を出席させ、情報収集及び関係機関との調整を行う。協議会（または合同会議）での調整事項及び合意形成事項は、本部員会議で報告し、本部長は、市の対応方針を協議の上、決定する。

#### 4 避難場所及び避難所の開設

- (1) 市長は、噴火により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難場所及び避難所を開設する。
- (2) 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

#### 5 避難先

- (1) 市内避難
  - ・避難先の対象となる施設は、第4～6次避難対象エリア外にある 資料編 10 避難地・避難所関係 7「指定緊急避難場所一覧表」及び8「指定避難所一覧表」から選定する。
  - ・避難場所及び避難所は、避難住民の徒歩移動を考慮し、原則、第4～6次避難対象エリア近くにある対象施設から適宜開放する。ただし、施設の使用状況や避難住民の避難生活環境等を勘案し、必要がある場合にはこの限りではない。
- (2) 避難方法
  - ・避難の開始基準は、第1章第5節「2 段階的な避難」のとおり設定する。ただし、噴火後、第3章第2節「4 一般住民の段階的な避難 (3) 噴火開始直後における溶岩流からの避難」に記載した溶岩流流下パターンのうち、本市が影響を受ける流下パターンであると協議会が判断した場合は、噴火状況判明前においても避難開始の可能性があることに留意する。
  - ・避難行動については、徒歩による移動を基本とするが、警戒レベル1～3のうちに影響範囲外へ自主的な分散避難を実施する場合や要配慮者の移動手段として必要な場合は、自家用車の利用を可とする。

### 第4節 学校・児童関連施設の避難体制

#### 1 休校等の措置

第4次から第6次避難対象エリア内に位置する幼稚園、保育所、小学校及び中学校等の施設及び関連施設は、協議会が策定した「協議会統一基準」に基づき、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。

## 第5節 交通規制

### 1 一般道路の交通規制

#### (1) 基本的な考え方

ア 警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

イ 市は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。さらに市が警戒区域を設定した場合には、市は区域への立ち入りを防止するため、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、必要な措置を実施する。

ウ 警察は、市と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。さらに市が警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立ち入りを防止するため必要な交通規制を実施する。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

道路管理者（国・県・市の道路管理者、中日本高速道路（株））は、管理道路が火山現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

#### 交通規制の実施基準

実施時期	交通規制対応
噴火警戒 レベル3	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制 等
噴火警戒 レベル4	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等
噴火警戒 レベル5	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等
噴火後	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

#### (2) 道路使用に関する調整

緊急交通路では、一般車両の通行が禁止されることから、県は、公安委員会が緊急交通路として指定する対象路線をあらかじめ把握する。また、広域避難が円滑に実施できるよう、協議会において、あらかじめ関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。また、噴火開始後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。

警察は、交通規制の実施に当たり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。

#### 交通規制の内容

実施者	内 容
県公安委員会 (警察)	<p>ア 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。</p> <p>イ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。</p> <p>ウ 上記イの交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。</p>

## 2 高速道路等の交通規制

- (1) 一般住民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）を対象として下表に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新東名高速道路、伊豆縦貫自動車道（東駿河湾環状道路）」とする。
- (2) 警察は、市が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。
- (3) 中日本高速道路株式会社（以下「NEXCO中日本」という。）は、火山現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。
- (4) 高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通（首都圏～中京・阪神圏等）の広域的な迂回路を確保する必要があることから、合同会議において、県、警察、NEXCO中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。

#### 高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒レベル3以降	— (必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)</li> <li>・帰宅する観光客等、分散避難者の交通誘導</li> </ul>	警察
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)</li> <li>・火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>・火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制</li> </ul>	NEXCO 中日本
噴火発生後	避難指示が発令された地域を含む区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導のための交通規制</li> <li>・緊急交通路への一般車両の流入禁止措置</li> </ul>	警察
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め (溶岩流の流下や降灰の影響を踏まえた交通規制を含む)</li> </ul>	NEXCO 中日本

\*融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

### 3 鉄道の運行規制

- (1) 火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。実施にあたっては、必要に応じて合同会議において関係機関と調整を行う。
- (2) 積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。
- (3) 鉄道事業者は、平常時において、避難基本計画に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。
- (4) 避難指示等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者に情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。
- (5) 溶岩流の影響想定範囲に係る鉄道路線は次に示すとおりである。
  - ・東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線

#### 鉄道における運行規制の実施基準

実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応
噴火警戒 レベル3以降	—	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制
避難指示等 発令時	避難指示等が発令された 地域を含む区間	(状況に応じて)運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。

### 4 航空機に対する措置

国は、合同会議において、噴火発生後の飛行制限区域について噴火の規模や形態に応じて協議し、必要に応じてNOTAM（ノータム：Notice to airman）の発出を検討する。

県は、報道機関の取材及びその他の事由により飛行制限区域を航行しようとする航空機の安全を確保するため、国土交通省等に協力を求めて、必要に応じ注意を喚起するよう関係機関に広報する。

## 第6節 避難者の輸送

### 1 避難者の輸送対応

県は、県バス協会等とあらかじめ災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、避難実施の際には一括して派遣要請を行う。

市は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決して一般住民等に対し周知する。

県は、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意（情報収集体制））の段階において、県バス協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。

市は、避難の実施にあたり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

## 第7節 広域避難路の降灰等

### 1 除灰等に係る対応

県及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

また、国土交通省及び県は、火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策としてリアルタイムハザードマップなどの予測に基づく導流堤や堆積工等の設置を行う。流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（または協議会）において迂回路を検討する。

#### (1) 基本的な考え方

道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第76条の6）。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。

#### (2) 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、市及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスイーパー）、ホイールローダー、除雪トラック、

モーターグレーダー、散水車等)は、除灰作業用資機材として代用可能である。

### (3) 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・降灰状況の把握体制</li><li>・堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討</li><li>・調達可能な除灰作業用資機材の把握</li><li>・優先除灰路線の設定</li><li>・人員、資機材投入パターンの検討</li><li>・資機材用の燃料確保</li><li>・一時仮置き場の設定</li><li>・輸送ルートの設定</li><li>・最終処分方法、処分場所の決定</li></ul>

### (4) 火山灰の処分

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。

平常時において、県及び市は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

## 第8節 社会秩序維持活動

### 1 秩序維持に係る取組

実施主体	内 容
市	市長は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同時通報用無線、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
県	<ul style="list-style-type: none"><li>・知事は、富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町長と協力して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。</li><li>・知事は、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例(平成11年条例第35号)」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。</li></ul>
警察	警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穩情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。

## 第9節 被害拡大防止対策

噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

### 1 国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局、県、市

- (1) 築壘、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止
- (2) 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止
- (3) 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止
- (4) 公共施設等に堆積した降灰等の除去
- (5) 既存砂防施設の除石

### 2 降灰があった地域の住民及び事業者

- (1) 住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

## 第10節 継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土砂災害警戒区域(土石流)において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

### 1 土石流の対応

実施主体	内 容
国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市への通知及び一般への周知(土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供) ウ 土石流対策の緊急工事
県	土石流対策の緊急工事
市	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施

(災害復旧計画については、共通対策編 第4章災害復旧計画によるものとする。)